

問題 3 1 証券取引法監査と商法特例法監査(委員会等設置会社及び小会社における監査を除く。)に関する次のア～オの記述のうち、正しいものはどれか、その記号の番号を一つ選びなさい。

- ア．証券取引法監査の対象となる会社の範囲は、証券取引所に上場されている有価証券の発行会社に限定されていることから、商法特例法監査の対象となる会社の範囲と一致していない。
- イ．商法特例法に基づく会計監査人あるいは監査役のいずれかの監査を受けた場合には、貸借対照表及び損益計算書については、原則として取締役会の承認事項とされる。
- ウ．証券取引法における発行市場の開示制度では、不定期開示という性格から、有価証券届出書に記載される財務諸表に対する監査証明は、臨時報告書と同様に要求されない。
- エ．証券取引法監査および商法特例法に基づく会計監査人監査においては、監査役監査とは異なり、その監査人は公認会計士又は監査法人でなければならないといった資格要件が法定されている。
- オ．商法特例法上の大会社においては、会計監査は会計監査人が、業務監査は監査役がそれぞれ担当することが規定されており、両者による監査の役割分担を明確にすることが求められている。

1 . ア

2 . イ

3 . ウ

4 . エ

5 . オ

問題 3 2 財務諸表の監査に関連した内部統制に関する次のア～オの記述のうち、正しいものはどれか、その記号の番号を一つ選びなさい。

ア．監査基準によれば、内部統制とは、企業の財務報告の信頼性を確保し、事業経営の有効性と効率性を高め、かつ事業経営に関わる法規の遵守を促すことを目的として企業内部に設けられ、運用される仕組みと理解され、統制環境、リスク評価の機能、統制活動、情報・伝達の機能及び監視活動という五つの要素から構成される。財務諸表の監査において、監査人は、職業的専門家として、これらの構成要素が企業内部に存在し、かつ有効に機能しているかどうかを評価することによって、内部統制の有効性を主観的に判断する。当該判断の結果、内部統制の有効性が認められた場合、当該内部統制はその目的の達成に関してある程度の保証を提供するにとどまるものと理解する必要がある。

イ．経営者が短期的な業績を重視している場合、経営者は売上や利益のような最終的な結果を第一に考えるという経営姿勢を示しており、従業員の不正を誘引・誘発するなどさまざまな弊害が予想されるから、このような場合には、監査人は、内部統制の構成要素としてのリスク評価の機能の側面において統制の有効性は確保されていないと判断するのが適切である。

ウ．内部統制の限界として、内部統制担当者の意思決定上の判断の誤りがあること、統制活動として統制手続を設定する際そのコストと便益を比較考量していること、不注意による誤りや誤解によって統制が一時的に正常に機能しなくなる場合があること、複数の人による共謀が行われた場合機能しないこと、内部統制責任担当者が内部統制を無視した場合にも機能しないことなどが挙げられる。

エ．経営者は、経営リスクを評価した結果により、当該リスクが企業目的の達成に重大な影響を及ぼし、かつその発生可能性が高いものに対しては、企業内部に十分な備えをしておかなければならない。逆に、企業目的の達成に対する影響が軽微で、かつ発生可能性が低いものについては、企業内部に対応策を講じておく必要性は低い。このように、内部統制の構成要素としてのリスク評価の機能の評価した結果は、経営者が設定する許容可能な水準にまで経営リスクを軽減するための統制活動や監視活動等の設計に用いられるので、内外の経営環境やその変化による影響とリスク評価の機能とは無関係である。

オ．監視活動は、内部統制の有効性と効率性を継続的に評価するプロセスであり、日常的監視活動と定期的な独立的監視活動とに区別され、それらの評価に基づく是正措置の活動を含んでいる。日常的監視活動と定期的な独立的監視活動とは相互に独立した機能であるから、日々の業務に組み込まれた日常的監視活動の有効性が高いからといって、内部監査に代表される独立的監視活動を縮小することは認められない。

1．ア

2．イ

3．ウ

4．エ

5．オ

問題 3 3 監査手続に関する次のア～オの記述のうち、正しいものはどれか、その記号の番号を一つ選びなさい。

- ア．有価証券の実査を行う場合には、換金可能性があり、相互に融通される可能性がある現金、預金証書、手形を同時に実査することが必要であり、このようにして収集した監査証拠は、他の何にも増して強力な勘定残高の評価の妥当性という監査要点を立証する。
- イ．棚卸資産の実地棚卸の立会は観察の一種である。立会を行う場合、監査人自らが一部の対象資産を抜き取り、会社のカウント作業が正確に行われていることを確認する抜き取り検査を併せて実施する。したがって、立会を実施する場合には、実施可能にして合理的である限り、抜き取り検査を行うことになる。
- ウ．監査人は、発見リスクの程度が中位または低い場合は、監査要点に適合する監査証拠を入手するために、貸借対照表日前一定の日を確認基準日として確認を実施する監査計画を策定することがある。
- エ．売掛金の残高確認の実施において、確認先の回答金額と会社の確認金額との差異分析にかなりの時間を要しており、差異分析の手続が未だ終了していないが、過去の実績や経験からみて、この差異分析の手続からは重要な監査上の問題点を認識したことがない場合には、他に特段の除外事項がなければ、差異分析の手続が終了する前に監査報告書を提出しても差支えない。
- オ．積極的確認は、確認状に記載した金額や他の情報について確認先が同意することを記入する、又は確認先が有している情報を記入するよう依頼する確認方法であり、確認先が確認事項に同意する場合、又は記入すべき情報を有している場合にのみ監査人に回答することを求めるものである。

1．ア

2．イ

3．ウ

4．エ

5．オ

問題 3 4 監査人の分析的手続に関する次のア～オに記述のうち、誤っているものが三つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア . 監査の最終段階における財務諸表の総括的吟味に用いられる分析的手続は、財務諸表の適否に関する監査人の意見表明に合理的な基礎を与えるに足る十分かつ適切な監査証拠を入手したかどうかについての監査人の検討に利用する。
- イ . 趨勢分析は、財務データ間に存在する関係が合理的に推測できる場合に最も適合するが、事業内容の変化や会計方針の変更があるときには効果的でない場合がある。
- ウ . 発見リスクの程度を低くしてもよい場合は、分析的手続のみを実施することができる。
- エ . 精度の高い推定値と財務諸表項目の金額又は比率との間に差異がある場合、差異をもって虚偽の表示の可能性があるかどうかを判断することが困難になる。
- オ . 監査人は、監査計画の策定及び財務諸表の総括的吟味においては、必要と判断した場合に分析的手続を実施しなければならない。

1 . アイエ

2 . アイオ

3 . アウオ

4 . イウオ

5 . ウエオ

問題 3 5 経営者による確認書(以下、「経営者確認書」という。)に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア．経営者確認書を入手する目的の一つは監査の過程で発見された未訂正の財務諸表の虚偽の表示が財務諸表全体に及ぼす影響について、個別にも又それらを集計しても、重要でないとして経営者が判断していることを確認することである。
- イ．経営者確認書の入手によって、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正な財務諸表を作成する責任が経営者と監査人にあるという、二重責任の原則を明確にすることができる。
- ウ．経営者確認書の入手は、監査を実施する上で必要と判断した監査手続の全部又は一部を省略したり、監査人の監査責任を軽減するために有効な監査手続である。
- エ．監査人が必要と認めて経営者確認書への記載を求めた事項の全部又は一部について、経営者が確認を拒否した場合には、監査意見の制約となり、除外事項を付した限定付適正意見又は不適正意見の表明を検討しなければならない。
- オ．財務諸表に重要な影響を及ぼすような資産の評価、会計上の見積り等の経営者の意思や判断に依存している事項については、経営者確認書の入手が適切な監査手続を実施するために重要である。

1．アオ

2．イエ

3．ウオ

4．アウ

5．ウエ

問題 3 6 専門家の業務の利用に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものはどれか、その記号の番号を一つ選びなさい。

- ア．監査人が専門家の業務を利用しようとする場合には、検討対象項目の金額的重要性、その性質及び複雑性に起因する虚偽の表示の可能性、ならびに十分かつ適切な監査証拠を入手するための実施可能な代替手続の有無を考慮して、専門家の業務を利用する必要性の有無を判断しなければならないが、その場合に、監査人は、特に監査役会または監査役と事前に協議を行う必要はない。
- イ．監査人が専門家の業務を利用する必要があると判断する場合として、例えば、資産等の評価、数量又は状態に関する物理的な特性の判定、特殊な数理や方法によって得られる金額の算定等が挙げられるが、いずれの場合においても、監査人は、当該専門家の専門家としての能力を評価しなければならない。その際、適切な専門家団体による専門家である旨の証明又は当該団体への会員登録、ならびに監査人が監査証拠を求めようとしている分野での専門家としての経験及び評判が重要な判断基準として用いられる。
- ウ．監査人は、専門家が採用した方法、仮定等の理解に基づき、その業務の結果が監査証拠として十分かつ適切であるか否かを検討する必要があるが、その検討の範囲や程度は専門家の業務内容や監査人が当該業務から得ようとする証拠力の程度によって異ならざるを得ない。
- エ．監査人は、適切と考えられる手続を実施した結果、専門家の業務の結果により財務諸表の計上額が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと結論づけた場合には、その重要性に応じて、監査報告書において意見を限定するか、不適正意見を表明するか、あるいは意見を表明しない旨を記載する。
- オ．監査人が監査証拠として専門家の業務を利用したことを監査報告書に記載してしまうと監査人が意図しないにもかかわらず、監査意見の限定又は責任の分担であると誤解されかねないことから、専門家の業務やその結果について言及することが適切であると監査人が判断した場合を除いて、監査人は監査報告書に当該記載を行わない。

1 . ア

2 . イ

3 . ウ

4 . エ

5 . オ

問題 37 会計方針の変更に関する監査上の取扱いについて次のア～オの記述のうち、誤っているものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。なお、解答に当たっては、いずれも重要性があるものとして考えること。

ア．平成 14 年 1 月の監査基準の改訂により、従来は除外事項として、監査意見にかかわらしめていた正当な理由に基づく会計方針の変更についての取扱いが変更され、追記情報の記載事項の一つとして、監査意見とは明確に区別することとされた。これは、監査人が正当な理由に基づく変更であると認める以上、除外事項とするのは適切ではないからである。

イ．正当な理由に基づく会計方針の変更に関して、財務諸表に当該変更に関する適切な注記が行われていれば、監査人の判断のいかんを問わず、常に監査報告書上で追記情報の対象として記載することが適切である。

ウ．会計方針の変更を必要とする事象が事業年度の上期においてすでに認識されている場合には、その変更がたとえ正当な理由に基づくものであっても、当該会計方針が事業年度を通じて首尾一貫して適用されることが必要なので、その事業年度の下期から変更することは認められない。

エ．会計基準が新たに制定若しくは改正されたことにより会計処理方法の変更を強制される場合には、財務諸表上において当該会計方針の変更に関する適切な注記が行われていることを前提として、監査上は正当な理由による会計方針の変更として扱う。

オ．会計方針の変更には表示方法の変更も含まれるので、監査上、表示方法の変更はすべて会計方針の変更として扱われることになる。

1．アウ

2．イエ

3．イオ

4．アエ

5．ウオ

問題 38 継続企業の前提に関する開示と監査について、次のア～オの記述のうち正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

ア. 監査人が継続企業の前提に関する重要な疑義について判断した結果、連結財務諸表の監査意見を無限定適正意見とし、監査報告書において当該重要な疑義に関する事項について追記した場合、個別財務諸表の監査意見も、他に特段の除外事項がなければ、無限定適正意見とし、追記情報の記載を行う必要がある。

イ. 監査人は、経営者が財務諸表に記載した継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる事象又は状況に係る注記開示の適切性を検討する際、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善させる経営者の対応及び経営者が策定した計画等の合理性を勘案した上で、継続企業の前提に関する重要な疑義の有無を判断する。当該事象又は状況が識別された場合、監査人は、経営者の対応及び経営計画等の合理性を評価すればよく、識別の事実を財務諸表に関する他の監査判断に影響させることは、リスク・アプローチのもとでは適切でない。

ウ. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況について、その具体的な例の一つとして、事業活動の規模が縮小し、営業キャッシュ・フローが著しく減少するような状況を想定することができる。この状況が認められるとき、営業キャッシュ・フローが場合によってはマイナスに転じる状況となりうるから、直ちに継続企業の前提に関する重要な疑義と判断することが適切である。

エ. 監査人が継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる事象又は状況を識別することと、継続企業の前提に関する重要な疑義を認めることは区別されるから、当該事象又は状況を識別しても当該重要な疑義を認めない場合がある。その場合であっても、監査人は、当該事象又は状況に関する注記開示の適切性を検討するとともに、当該事象又は状況が識別されることを監査報告書において追記しなければならない。

オ. 財務諸表等規則によれば、貸借対照表日において、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、「当該事象又は状況が存在する旨及びその内容」などを財務諸表に注記しなければならない。これらの注記事項のうち、「当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か」開示するのは、その影響の反映の有無によって、当該財務諸表と、仮に将来においてその企業が清算した場合に作成される清算価値による評価に基づいた財務諸表とが、大きく異なる可能性のあることを注意喚起することにその理由の一つがある。

1. アオ

2. イウ

3. アエ

4. ウオ

5. イエ

問題 3 9 違法行為に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

ア．監査人は、監査計画の策定、監査の実施及び監査意見の表明の各段階において、違法行為が財務諸表に重要な影響を及ぼす場合があることに留意しなければならない。これは職業的専門家としての正当な注意を払い、職業的懐疑心を保持して監査を実施する上で当然の配慮である。

イ．監査人が監査の対象とする違法行為は、経営者、従業員又は第三者によって行われた法律違反行為であって、会社の経営活動に全く関与しない法令違反行為は含まない。なお、監査人は、違法行為として確定した行為のみを問題とし、単に違法の疑いが強いと判断されるにすぎない行為についてはこれを対象としない。

ウ．監査人は、違法行為の発生又は存在の可能性について疑念がない場合には、違法行為を発見するための特別な監査手続を実施する必要はないが、監査の実施過程で、違法行為の発生又は存在の可能性に気づいた場合には、違法行為が行われたかどうかを確かめるため、適切な監査手続を実施する必要がある。

エ．監査人は、その職務遂行上発見した違法行為については、当該違法行為が軽微なものであるとしても、経営者及び監査役会又は監査役にその内容を報告しなければならない。

オ．監査人は、守秘義務に基づき、会社の同意がある場合や法令等の規定に基づく場合等の正当な理由がある場合を除いて、発見した違法行為については第三者に対し報告を行うことはできない。この場合、正当な理由に該当するかどうかについては、法律専門家に助言を求めることが有益である。

1．アエ

2．イオ

3．ウエ

4．エオ

5．イエ

問題 4 0 監査調書に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

ア．監査調書の質的要件である明瞭性とは、監査要点、試査の範囲、実施した監査手続、事実の認定及びその判断結果等が、適切に理解できるように秩序整然と記録され、一定の体系のもとに配列・整理されていることである。

イ．監査人は、監査の効率性を高めるため、入手した資料及び監査調書に記録した監査証拠のうち、次期以降の監査においても利用可能な情報を継続的に補正・更新し、有効に活用すべきである。

ウ．監査人は、監査終了後も、監査調書の保存に関する監査事務所の内部規程に準拠して、監査人としての業務上の必要性を満たすために、相当な期間、安全確実に監査調書を整理・保存しなければならない。

エ．監査調書は、会社の会計記録の一部を構成するものなので、監査人は、監査調書に記録された秘密を保持するため、正当な理由なく監査調書の全部又は一部を他の者に示してはならない。

オ．監査調書の作成目的の一つとして、次期以降の監査の合理的な実施を図るための資料とする、というのがある。

1．アイ

2．アエ

3．イエ

4．イオ

5．ウオ